

調 査 報 告 書
【公表版】

平成 31 年 1 月 4 日

岩手医科大学医学部入学試験

内部調査委員会

目 次

第1章 調査の端緒と目的	1～2
1. 調査の端緒	1
2. 当委員会の目的	1
3. 当委員会の構成	2
第2章 本調査の概要	2～3
1. 本調査の実施期間	2
2. 本調査の対象期間	2
3. 本調査の前提事項	2
4. 実施した調査の概要	3
(1) 指摘事項の確認	3
(2) 関係資料の確認	3
第3章 指摘事項の検証と評価	4～7
1. 一般入試について	4
(1) 指摘事項の検証	4
(2) 指摘事項の評価	6
2. 学士編入学試験について	6
(1) 指摘事項の検証	6
(2) 指摘事項の評価	7
第4章 提言	7～10
1. 救済措置について	7
2. 今後の入学試験における改善策について	8
3. まとめ	10

第1章 調査の端緒と目的

1. 調査の端緒

平成30年8月、東京医科大学における医学部不正入試が明らかとなり、文部科学省が全国81大学の医学部に調査を行った結果、複数の大学で不適切な入試が行われていた可能性が指摘された。岩手医科大学（以下「本学」という）は、同年9月26日の文部科学省による訪問調査、同年10月5日の追加調査を経て、同年12月9日付けで書面により、①学士編入学試験において本学歯学部出身の受験生が優遇されていること、②一般入試の追加合格者について、特定の者を優先的に合格させていることについて指摘（以下「本件」という）を受けた。当該事案について、本学は担当部署での指摘事項に対する調査を行った上で、同年12月8日に指摘事項を公表し、その対応策について検討を行った。

こうした状況を踏まえ、本学は、これまでの再調査の妥当性も含め、徹底的な調査を行うため、同年12月21日付で内部調査委員会（以下「当委員会」という）を設置することとした。

2. 当委員会の目的

当委員会の目的は以下のとおりである。

- ① 指摘事項に関する妥当性の確認と検証
- ② 指摘事項に伴い、不利益を被った受験生への救済策に関する提言
- ③ 指摘事項に関連し、今後の入学者選抜に関する改善策の提言

3. 当委員会の構成

当委員会の構成は以下のとおりである。

委員長	小林 誠一郎	(副学長)
委員	松政 正俊	(教養教育センター長)
委員	三部 篤	(薬学部長)
委員	嶋森 好子	(看護学部長)
委員	高橋 耕	(弁護士)

第2章 本調査の概要

1. 本調査の実施期間

当委員会は、平成30年12月21日から平成30年12月28日までの間、調査を行った。

2. 本調査の対象期間

当委員会は、文部科学省の調査対象が平成30年1月実施の医学部入学試験であることから、平成30年1月から当該年度の入学者が確定する平成30年4月までを調査対象期間とした。

3. 本調査の前提事項

当委員会の調査は以下の事項を前提としている。

- ① 当委員会の調査は、強制的な権限に基づく調査ではなく、関係者の任意の協力に基づくものであること

- ② 当委員会の調査は、文部科学省による指摘事項を検証した上で、不利益を被った受験生への対応や今後の入学試験における改善策を検討することを目的としたものであり、本件に関与した関係者の法的責任の分析や追求を目的としたものではないこと
- ③ 当委員会が指摘事項の検証を行う上で確認した資料は全て真正な原本又はその正確な写しであること

4. 実施した調査の概要

(1) 指摘事項の確認

当委員会は、指摘事項に関する妥当性を確認するに当たり、平成30年12月14日付文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室による「医学部医学科の入学選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」（関係資料①）の確認を行った。

(2) 関係資料の確認

当委員会は、以下の関係資料の確認を行った。

② 「大学医学部入学試験制度に関する規範」

(一般社団法人全国医学部長病院長会議大学医学部入学試験制度検討小委員会)

③ 医学部入学試験における文部科学省の指摘事項について

(本学 平成30年12月8日発出)

④ 不適切事案公表大学の対応等について

⑤ 平成30年度 入学試験要項 医学部一般入学試験概要抜粋

⑥ 平成30年度 医学部一般二次入学試験の合格者選抜基準について

⑦ 平成30年度 医学部一般入学試験入学者成績台帳

(正規合格者の順位内で総合評価により不合格と判定された受験者を含む)

⑧ 上記の不合格と判定された受験者8名に係る入学志願書および面接評定票

- ⑨ 平成 30 年度 入学試験要項 医学部学士編入学試験概要抜粋
- ⑩ 平成 30 年度 医学部学士編入学試験実施要領
- ⑪ 平成 30 年度 医学部学士編入学試験成績台帳
- ⑫ 医学部学士編入学二次試験で不合格者と判定された他大学出身の受験者 1 名に係る入学志願書および面接評定票
- ⑬ 参考：救済措置について（案）
- ⑭ 医学部入学試験選抜過程に係る改善について（教授会報告済）
- ⑮ 「日本私立医科大学協会加盟 29 大学の申し合わせ事項」（一般社団法人日本私立医科大学協会）

第 3 章 指摘事項の検証と評価

1. 一般入試について

(1) 指摘事項の検証

本学は、医学部一般二次試験合格者選抜の際、選抜基準に基づき、面接試験における評価が「不可」の者を除外した上で、「一般一次の学科試験の成績（満点 350 点）」に「面接の成績（満点 50 点）」を加算し、400 点満点で成績上位順一覧を作成し、総合評価の上、選抜を行っている。また、面接点 20 点未満の者については、選抜基準に明記されていないものの、選抜委員会内の申し合わせ事項として「不可」とするとの取り決めがあった。これらのことは平成 30 年度入学者選抜においても同様であった（資料⑥、⑦）。選抜の結果、成績上位 134 位までの 143 名のうち、選抜要素である面接点、欠席日数、小論文等の評価が、正規合格者の順位内で相対的に低い者 8 名を「総合評価」という観点から不合格とし、成績順に 135 名を合格者として合格発表が行われた。その後、入学辞退の申し出があり、定員の 90 名を割る都度に、追加合格候補者（合格者を除く二次

試験受験者) に対し、成績上位者から順に入学の意思確認を行ったとのことであった。当委員会では以上のことが確認された。

文部科学省からの指摘事項は、90 番目の追加合格者よりも、正規合格者の順位内で不合格判定となった受験者の方が高い評価にも拘らず、追加合格候補者とせず、不合格としていたことについてであった。

当委員会では、正規合格者の順位内でありながら、不合格判定となった 8 名に対し、入学の意思確認を行っていないことを確認している。また、入学者選抜委員会の議事録において、不合格理由が詳細に記載されていないことから、正規合格者の順位内で不合格判定となった者 8 名と 90 番目の追加合格者 1 名の、各々の判定の妥当性について、改めて検証を行った (表 1、2)。なお、受験番号「AXXXXXX」は個人情報保護の観点から本調査における便宜上の番号である。

表 1. 正規合格者の順位内で不合格判定となった者の否定的な評価項目

受験番号	評価項目
AXXXX1	欠席が多いこと、小論文が「D」判定であること
AXXXX2	欠席が多いこと、面接点が「26 点」であること
AXXXX3	面接点が「21 点」であること
AXXXX4	面接点が「24 点」であること
AXXXX5	面接点が「20 点」であること
AXXXX6	面接点が「15 点」であること
AXXXX7	面接点が「22 点」であること
AXXXX8	面接点が「23 点」であること

表 2. 追加合格者の否定的な評価項目

受験番号	評価項目
AXXXX9	欠席が多いこと、面接点が「20 点」であること

以上の検証により、表1の8名の判定において、面接点が「15点」であった AXXXX6 については、選抜基準により、明確に不合格という判定を行ったと判断できる。他7名についても、総合評価の観点から、個別理由により不合格とした可能性が高いと考えられる。しかし、上記 AXXXX6 を除く7名について当該追加合格者と評価の比較を行ったが、不合格に至る明確な要素は確認できなかった。

(2) 指摘事項の評価

当委員会は、上述の選抜において、表1の受験者の判定については、個々の理由はあるものの、追加合格者と比べて明確に不合格と判断する要素が乏しいことから、表1の8名のうち、面接点が基準点以下である1名を除いた7名については、不利益な取り扱いが行われていたものと判断できる。

2. 学士編入学試験における指摘事項について

(1) 指摘事項の検証

本学は、学士編入学一次試験の際、医学部学士編入学試験実施要領に基づき、学科試験成績上位の限定された人数のみに対し、小論文の採点を行っていることが確認された。また、二次選考においても、本学出身者数を例年4名前後に絞って行われていた。これについては、本学における医学部入学定員の増員が歯学部入学定員の減員に基づくことや、出願資格である「卒業後、岩手県の地域医療に従事すること」に関する義務履行状況が本学出身者において高いことを評価したものであり、本学出身者にある程度の優位性を持たせることは、大学の裁量の範疇であるとの大学の見解が示されている。

文部科学省からの指摘事項は、卒業後地域医療に従事することを出願資格とし、その確実な履行の観点から、本学出身の受験者が優遇されていたことに対するものであった。事実として、本学出身の受験者を優遇した結果、二次試験順位が4位であるにも関わらず、他大学出身の受験者1名が不合格と判定された可能性が高いことについて、当委員

会においても確認された（資料⑩、⑪）。

（２）指摘事項の評価

当委員会は、文部科学省からの指摘のとおり、募集要項に記載がないにも関わらず、前述の選抜において、本学出身の受験者を優遇したことは、「公平な入学者選抜実施」の観点から、不適切な入学者選抜が行われていたとの疑義が持たれたものと考察した。このことを踏まえると、二次試験において不合格とされた他大学出身の受験者 1 名について、不利益な取り扱いが行われていたものと判断できる。

第 4 章 提言

1. 救済措置について

当委員会は、第 3 章-1-（２）及び第 3 章-2-（２）における評価を踏まえ、平成 30 年度医学部入学試験において不利益を被った学生への救済として、以下の措置を講ずることを提言する。

（１）一般入試において、正規合格者の順位内でありながら、総合評価の観点から不合格判定となった 7 名について追加合格とし、入学の意向を確認すること

（２）学士編入学試験において、二次試験で不合格となった他大学出身の 1 名を追加合格とし、入学の意向を確認すること

なお、金銭的な補償措置については今後の状況を踏まえ、別途検討する必要がある

ものと思われる。

2. 今後の入学試験における改善策について

本調査に先立ち、平成 30 年 10 月 18 日開催の入試センター会議医学部小委員会及び同年 11 月 6 日開催の推薦入学者選抜等問題決定会議において、医学部入学試験選抜過程に係る改善について検討が行われ、教授会で改善策が報告されている（資料④）。当委員会においても、今後の入学者選抜に関する改善策の検討を目的の 1 つとしていることから、同事項を原案とし、以下の項目を追加し、より公正な入学者選抜を行うための改善策として提言する。

- (1) 正規合格者の選抜は、合格者の学部選考案を入学者選抜委員会に諮り、その結果を教授会で再度審議し、最終的に承認されたものを正規合格者として発表していたが、公正な判断が歪められる可能性を否定出来ないことから、それを排除するため、事前の学部選考を行わず、明確な選抜基準による判定案を入学者選抜委員会が作成し、教授会審議にかけ、最終判断をすること。そのためには、面接基準点の検討や小論文の評価方法などの判定基準の見直しが必要となるが、その詳細は関係する委員会等の議論に委ね、本調査ではその必要性についてのみ提言するに留める。
- (2) 追加合格者の選抜について、迅速に行わなければならないことから、教授会の承認を経て学長及び医学部長に一任することとしていたが、公正性確保の観点から、それを廃止し、追加合格の判定においても、入学者選抜委員会に諮ったのち、教授会の審議とし、正規合格に際しての選抜基準に準じて判定すること。また、正規合格の順位内で不合格となった者がある場合は、追加合格候補者として取り扱うこと。

- (3) 正規合格者を審議する教授会へ提示する資料について、合格者のみの受験番号、氏名、出身県、出身高校名を記載した資料を提示していたが、教授会で報告された改善策に謳っているように、判定資料における個人情報項目（氏名・年齢・性別・出身地・出身校・住所・保護者名等の属性情報）は公平に合否判定を行う観点から削除し、成績順位を付した判定資料を作成のうえ、判定を行うこと。
- (4) 欠席基準である「1 学年 10 日以上」の根拠が明確ではないことや、10 日以上という日数が正当な欠席か否か、判断しかねる部分があり、文部科学省が毎年度実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義「1 学年 30 日以上」を欠席基準とすること。
- (5) 追加合格者へ入学の意思確認のために行う電話連絡は学務部長が行っていたが、個人に委ねるのではなく、組織である入試センター事務室が行い、その連絡内容の記録を作成し、保管を行うこと。

以上のほか、検討課題として以下の項目についても検討を行うことで、更に入試の公正性や透明性を担保できるものと考えられる。

- (1) 成績上位順に総合評価を経て追加合格者が決定されることから、追加合格者に対しても、あらかじめ順位を付した資料に基づき審議することが望ましい。
- (2) 理科選択科目である物理・化学・生物間の得点差に大きな乖離が出た際の対応については、得点調整を行うか否か、また、その方法についても検討が必要である。具体的には偏差値の導入等について関係する委員会で検討することが望ましい。

- (3) 第4章・2・(1)に関連した事項として、明確な判定基準を定め、適正な選抜を行うために、面接基準点の引き上げを行うなど、判定基準の見直しを図り、その遵守についても改めて確認することが必要である。
- (4) 出題ミスや採点ミスを速やかに発見するため、文部科学省では試験問題とその解答を原則として公表することを求めている。一義的な解答が示せないような問題の開示など、課題は山積しているが、当委員会においても、入学試験問題とその解答の開示が行われることが望ましいと考える。
- (5) 合格最高点や合格最低点、各科目の得点を開示することで入試の透明性が高められる可能性があり、学科試験の得点については開示を進める方向で関係する委員会等で検討することが望ましい。

3. まとめ

今回の文部科学省による指摘を機に、本学においては、ここに記した入学試験における改善策の提言を真摯に検討し、迅速かつ着実に実行するとともに、一般社団法人全国医学部長病院長会議 大学医学部入学試験制度検討小委員会によって示された「大学医学部入学試験制度に関する規範」及び一般社団法人日本私立医科大学協会加盟 29 大学の申し合わせ事項を踏まえ、適正な入学試験が実施されることを期待する。

なお、本件に関連する新たな事案が発生した場合には、当委員会を再度招集することがある。また、本調査報告書の概要についての公表を含む取り扱いについては大学当局の判断に委ねる。

以上